

沼田市建設工事等予定価格事前公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札契約制度の透明性及び競争性の向上を図ることを目的とし、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格を事前公表するため、その事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、競争入札及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約（以下「随意契約」という。）により契約する建設工事等とする。ただし、随意契約のうち、特命随意契約（一者随意契約）に付する案件については除くものとする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、工事名又は業務委託名、入札執行日及び予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格とする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、一般競争入札の場合は入札の公告の方法によるものとし、指名競争入札の場合は、沼田市建設工事等入札予定価格事前公表一覧表（別記様式第1号）による閲覧及び指名競争入札通知書（別記様式第2号）への記載により行うものとする。

2 随意契約の場合は、沼田市建設工事等見積合わせ予定価格事前公表一覧表（別記様式第3号）による閲覧により行うものとする。

(入札の執行回数)

第5条 予定価格を事前公表する入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

沼田市建設工事等入札予定価格事前公表一覧表

| 入札執行日 | | | | 年 | 月 | 日 |
|----------|-----|-----------|-------------------|---|---|---|
| 対照 番号 | 担当課 | 工事(業務委託)名 | 予定価格 (入札書比較価格) | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※ 入札書比較価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額です。

様式第2号(第4条関係)

| 指名競争入札通知書 | |
|---------------------------------------|---|
| 招 第 号 年 月 日 | |
| 様 沼田市長 (担当 部 課 係) | |
| 印 下記により入札を行いますから、入札に参加してください。 記 | |
| 1 対照番号 | 第 号 |
| 2 事(業務委託)名 | |
| 3 工事(業務委託)場所 | |
| 4 工期・履行期間 | 設計書記載のとおり |
| 5 予定価格 | 円(消費税抜) |
| 6 設計書配付日 | 日時 月 日()午前・午後 時 分～ |
| | 場所 |
| 7 入札及び開札 | 日時 月 日()午前・午後 時 分 |
| | 場所 |
| 8 入札保証金 | 徴収する ・ 徴収しない |
| 9 契約保証金 | 徴収する (契約金額の100分の10以上・契約金額の100分の30以上) 徴収しない 役務 |
| 10 前払金 | 有 ・ 無 |
| 11 最低制限価格 | 有 ・ 無 |
| 12 積算内訳書の提出 | 要 ・ 不要 |
| 13 設計図書閲覧期間・場所 | 自 年 月 日 至 年 月 日() |
| 14 その他 | (1) 代理人が入札する場合には、必ず委任状を提出すること。 (2) 入札執行回数は1回とし、落札者がいない場合はこれを中止し、不調とする。 (3) 同価格の入札があった場合は、くじで落札者を定める。 (4) 契約締結は、落札後7日以内とする。 (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 契約保証金を徴収する場合における契約保証金に関する留意事項は、次のとおりである。 ア 契約金額の100分の10以上の場合 沼田市契約規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券に係る保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。 イ 契約金額の100分の30以上の場合 公共工事履行保証証券に係る保証(契約不適合責任特約を付したものに限る。)を付さなければならないものとし、契約保証金の納付を免除する。 (7) 入札書及び委任状は、A4判サイズにて提出すること。 (8) 積算内訳書を提出しなかった入札参加者の行った入札は、無効とする。 |

様式第3号(第4条関係)

沼田市建設工事等見積合わせ予定価格事前公表一覧表

入札執行日

年 月 日

| 対照 番号 | 担当課 | 工事(業務委託)名 | 予定価格 (見積書比較価格) |
|----------|-----|-----------|-------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 見積書比較価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額です。